

議案第60号

教育長の選任について

猪名川町教育長に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 兵庫県伊丹市西野2丁目216番地

(ふりがな) (おおはし あきひろ)

氏 名 大橋昭博

生年月日 昭和31年7月10日

令和7年9月24日提出

猪名川町長 岡本信司

(提案理由)

教育長 中西一成が、令和7年8月31日をもって辞職したため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、同意を求めるものである。

(参考資料)

1 主な経歴

昭和 55 年 3 月 佛教学大学文学部通信教育学部卒業
昭和 55 年 4 月 兵庫県伊丹市立学校教員採用
平成 19 年 4 月 伊丹市立伊丹養護学校教頭
平成 22 年 4 月 伊丹市立荻野小学校教頭
平成 23 年 4 月 猪名川町立松尾台小学校校長
平成 26 年 4 月 伊丹市立鈴原小学校校長
平成 29 年 4 月 伊丹市立すずはら幼稚園園長
令和 2 年 4 月 猪名川町立教育支援センター所長採用
令和 4 年 3 月 猪名川町立教育支援センター所長退職

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（任命）

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の二以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 （略）

（任期）

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることがある。

3 公職選挙法（抜粋）

（選挙権及び被選挙権を有しない者）

第11条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- (1) 削除
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- (4) 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- (5) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により拘禁刑に処せられその刑の執行猶予中の者

2・3 （略）

（被選挙権を有しない者）

第11条の2 公職にある間に犯した前条第1項第4号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から5年を経過したものは、当該5年を経過した日から5年間、被選挙権を有しない。